

監査委員公表第6号

地方自治法第199条第4項の規定により，令和3年10月に定期監査を執行したので，同条第9項の規定により，その結果を，次のとおり公表する。

令和3年11月11日

海田町監査委員

永 海 房 雄

海田町監査委員

大高下 光 信

海 監 査 第 3 3 号
令和 3 年 1 1 月 1 0 日

海 田 町 長 様

海田町監査委員

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和3年10月に実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり報告します。

なお、同条第14項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として措置を講じたときは、速やかにその旨を監査委員に通知してください。この通知を受けた場合は、講じた措置の内容を公表します。

定期監査報告書

第1 準拠基準

海田町監査基準

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

第3 監査の対象及び対象期間

(1) 監査の対象 企画部・総務部

(2) 対象期間 令和3年度（ただし、必要に応じて令和2年度以前を含む。）

第4 監査の着眼点及び実施内容

財務に関する事務の執行が、関係法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 海田町役場委員会室

(2) 日 程 令和3年10月13日・15日

第6 監査の結果

企画部及び総務部における財務事務については、おおむね適正と認められた。

なお、指摘すべき事項等（以下「指摘事項等」という。）があったため、以下に記載する。指摘事項等については、関係法令等を再度確認し、適切な措置を講じられたい。

監査対象部署	企画部
所管課等	【指摘事項等】
企画課	行政改革・事務事業評価について 海田町の行政改革は、平成17年4月に策定された「行政改革大綱」及び同年9月に策定された「行政改革大綱実施計画」並びに平成19年11月に策定された「行政改革大綱実施計画改訂版」に基づいて取り組まれたところである。しかし、「行政改革大綱」及び「行政改革大綱実施計画」が策定されて十数年を経過していることから、現況を踏まえた行政改革に取り組む必要がある。 また、事務事業見直しについても、平成24年5月に策定された「海田町行政改革指針」には、「長期間継続して実施しているソ

	フト事業について毎年度原則各課 1 事業を個別に評価し，事務事業の見直し・改善を行う。」こととされているにもかかわらず，平成 27 年度以降行われていない。毎年度，新規事業や既存の事業の拡充が行われているところであるが，事務事業の見直しや統廃合等に取り組まなければ，行政の肥大化及び財政運営の悪化を招くこととなる。 以上のことから，現況を踏まえた行政改革大綱及び同実施計画の検討を行うとともに，実効性のある事務事業の見直しに取り組まれない。
	海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略について 「海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は，海田町の現状と将来を見据え，地方創生の実現に向けた好循環を効果的に生み出すため策定されたもので，実効性を高めるとともに，施策の効果を客観的に検証できるようにするため，政策分野ごとに数値目標を，施策ごとに重要業績評価指標（K P I）を設定している。検証に当たっては，毎年度，数値目標及びK P I の達成度を点検評価し，評価結果を「海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」に報告することとされている。 この総合戦略は，海田町のまちづくりの根幹をなすものであり，施策の実効性を高めるためには住民の理解と協力が不可欠であることから，毎年度の評価結果や総合戦略会議の内容等について公開されたい。
魅力づくり推進課	観光振興アクションプランについて 令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間を計画期間とする「海田町観光振興アクションプラン」について，令和元年度は実施計画を策定し，具体の取組を行っているが，令和 2 年度及び令和 3 年度については，実施計画は策定されていない。 アクションプラン実現に向けた今後の取組について検討されたい。
財政課	普通財産の管理について 普通財産のうち，土地の面積が実測されていない箇所，隣接地との境界が明確になっていない箇所については，早い時期に境界を確定させておく必要がある。

監査対象部署	総務部
所管課等	【指摘事項等】
町民生活課	犬の狂犬病予防注射について 犬の狂犬病予防注射の接種率は、令和２年度の登録頭数のうち、87.9%となっているが、接種率を高めるための方策について、先進地等の研究をされたい。
防災課	防災カメラ設置について 防災ライブカメラ設置事業について、９か所設置予定のうち、４か所発注しているが、残りの５か所は中国電力の電柱に添架することから、中国電力において添架が可能か調査中とのことであった。防災上、早期に設置が望ましいこと、また、令和２年度からの繰越事業であり年度内に事業完了する必要があることから、中国電力に対し調査を急ぐよう要請されたい。 避難行動要支援者支援事業について 避難行動要支援者支援事業は３８自主防災会のうち、２８自主防災会が取組を行っているところであるが、残りの１０自主防災会については、事業に対する理解を深めていただくよう努めるとともに、自治会自体が抱えている問題等が原因で協力が得られない場合は、魅力づくり推進課と連携を取りながら事業への協力を得られたい。
税務課	調定額の誤りにについて 町民税個人及び法人の滞納繰越分について、令和３年度への調定額に、入力ミスによって誤りが生じていた。調定調書の更正のみならず、繰越額の確定は町長決裁を受けていることから、再度町長決裁を受けるとともに、再発防止策を検討されたい。